

第六十六号議案

例 江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区認定こども園の認定要件に関する条例（令和二年三月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十条から第十九条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第十条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告

示第二号)の改正に伴い、認定こども園の職員による、当該認定こども園の子どもに対する虐待行為等の禁止を規定する必要があるもので、本案を提出いたします。